

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 12日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市中央区本町3-5-7

氏 名 清水建設株式会社 関西支店

専務執行役員支店長 山下 浩一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6263-2846

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 関西支店 (主な事業所 (仮称)イオンモール橿原3期増床計画)
事業場の所在地	奈良県奈良市大宮町7丁目1-33 (主な事業所 奈良県橿原市新堂町地先)
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 3,977,389,722円
③ 従業員数	17名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ・杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙による。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	排出量	6.0 t	4.4 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	排出量	2,568.0 t	1,140.6 t
	産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類
	排出量	96.1 t	0.7 t
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	—
	排出量	7,975.0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工法の改善</li> <li>・実寸発注の実施</li> <li>・リサイクル率の高い業者の選定</li> <li>・梱包材の簡素化</li> </ul>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	排出量	4.0 t	3.0 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	排出量	1,798.0 t	798.0 t
	産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類
	排出量	67.0 t	0.0 t
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	—
	排出量	0.0 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
上記に加え、下記の取り組みを実施予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット化持込</li> <li>・維持修繕しやすい構造、部材等の採用</li> <li>・部材PC化の推進</li> <li>・分別のさらなる徹底</li> </ul>			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず・金属くず・ガラス陶磁器類・廃石膏ボード・廃プラスチック・コンクリートがら・がれき類・アスファルトコンクリート類		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックについて、さらに有効な細分化をして分別する予定		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	7,975.0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 工事敷地内で再生利用が可能であったため再生利用を実施した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後、自ら再生利用が可能な条件であれば積極的に検討する予定。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	全処理委託量	6.0 t	4.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	6.0 t	3.2 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	4.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	全処理委託量	2,568.0 t	1,140.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	48.0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	2568.0 t	1140.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類
	全処理委託量	96.1 t	0.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	96.1 t	0.7 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	—
	全処理委託量	7,975.0 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。</li> <li>・再資源化率の高い事業者を選定している。</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	全処理委託量	4.0 t	3.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.00 t	2.0 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	3.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	全処理委託量	1798.0 t	798.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	34.0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1798.0 t	798.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類
	全処理委託量	67.0 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	67.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	—
	全処理委託量	0.0 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者から選定する。</li> <li>・各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。</li> <li>・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。</li> <li>・リサイクル率の高い処理業者から選定する。</li> <li>・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</li> <li>・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。</li> </ul>		
※事務処理欄			